

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20201001	株式会社田平陸送(法人番号 6120001153003) 代表者 田平秀行	大阪府大阪市西区西本町三丁目1番43号	名古屋営業所	愛知県名古屋市中港区知多3丁目316番地201号	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年12月24日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	3	3
2	20201002	有限会社春日井物流サービス(法人番号 4180002065557) 代表者 夫馬宣裕	愛知県春日井市東野町3丁目12-1	本社営業所	愛知県小牧市大草字清水洞2283-10	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和元年11月5日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	6	6
3	20201007	有限会社丸建商事(法人番号 7210002004343) 代表者 田中敬人	福井県福井市狐橋2丁目103番地	本社営業所	福井県福井市狐橋2丁目103番地	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和元年11月5日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
4	20201013	株式会社日新社(法人番号 6180001026624) 代表者 廣瀬太一郎	愛知県名古屋市中区西大町1-34	本社営業所	愛知県名古屋市中区西大町1-34	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和2年7月15日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20201014	新生物流有限会社(法人番号 7080402019079) 代表 者正木美喜男	静岡県御前崎市塩原新田 1595-2	本社営業所	静岡県袋井市浅羽1132番 24	輸送施設の使用停止 (25日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和元年12月19日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
6	20201014	河野運輸有限会社(法人番号 4180002074913) 代表 者河野留紀	愛知県丹羽郡扶桑町大字 柏森字長畑537番地	本社営業所	愛知県丹羽郡扶桑町大字 柏森字長畑537番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和2年2月26日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
7	20201014	有限会社大橋物流(法人番号 2180002080525) 代表 者大橋正幸	愛知県稲沢市赤池山中町 118-2	本社営業所	愛知県稲沢市国府宮4丁 目3番12	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項並びに第 3項	令和2年2月10日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	1	1
8	20201019	フジセーレック株式会 社(法人番号 1080401017295) 代表 者加藤真二	静岡県袋井市広岡1497-1	本社営業所	静岡県袋井市広岡字隅田 1497-1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年2月3日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9	20201019	有限会社足立商運(法人番号 6080402022216) 代表者 足立千晃	静岡県袋井市中新田1102	本社営業所	静岡県袋井市中新田1102	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和2年1月21日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(6)運賃料金変更未届出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
10	20201019	丸一急配株式会社(法人番号 4180001084616) 代表者 辻知宏	愛知県一宮市木曾川町門間字島海戸53	本社営業所	愛知県一宮市木曾川町門間字島海戸52、53	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年2月17日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	1	1
11	20201019	有限会社アサイ商事(法人番号 4190002018679) 代表者 浅井政彦	三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地132番地2	本社営業所	三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地133番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年2月21日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20201022	ミナト運輸株式会社(法人番号 4080401017417) 代表 者岩崎好男	静岡県袋井市松原1580-1	本社営業所	静岡県袋井市松原字神前 1602番1	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年2月13日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
13	20201022	磐田運送株式会社(法人番号 6080401017118) 代表 者岡村光明	静岡県袋井市堀越518-4	掛川営業所	静岡県掛川市富部字原下 7	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第3号	令和2年2月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	4	4
14	20201026	株式会社高晋(法人番号 1210001016923) 代 表者高岡晋一	福井県鯖江市水落町5字 歩代田下20番地1	本社営業所	福井県鯖江市水落町5字 歩代田下20番地1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和2年2月25日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。